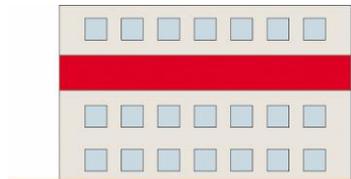
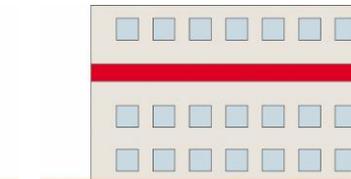
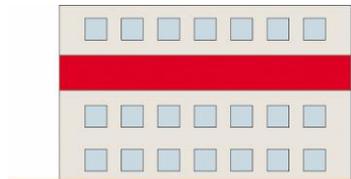
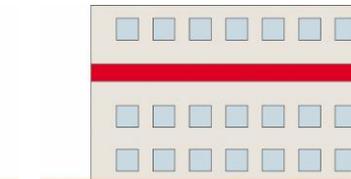
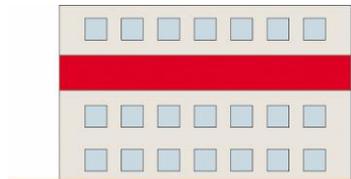
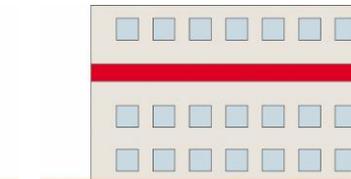


①大規模建築物等のうち建築物の新築、改築、増築又は移転

■具体的なイメージ図



対 象	景 観 形 成 基 準	
<p>配 慮 す べ き 基 本 的 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 敷地内の位置及び外観は、恵まれた自然環境や市街地景観、沿道景観など、わがまち栗東が有する様々な風景に与える威圧感や圧迫感を軽減するよう、建築物等の形態や意匠、色彩、素材などに十分配慮するとともに、全体としてまとまりがあり、周辺景観への配慮が感じられるものにしましょう。</li> <li>▶ 特に、恵まれた自然環境が残る地域をはじめ、歴史的建築物や街道筋及び沿道の集落などの特徴ある景観資源の保全に配慮するとともに、これまで育まれてきた自然や歴史・伝統の上に、地域住民の生活や多様な活動がいきいきと感じられる質の高い景観の形成に努めましょう。</li> <li>▶ 中心市街地や駅周辺、幹線道路沿道に立地する場合は、本市の活力やにぎわいの雰囲気を損なうことなく、歩いて楽しい緑豊かな景観を演出するよう心掛けましょう。</li> </ul>	
<p>敷 地 内 に お け る 位 置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地境界線からできる限り壁面を後退（原則として2m以上）させ、周辺に与える威圧感を軽減し、ゆとりを与えましょう。</li> <li>・ 特に、道路境界線からできる限り後退し、道路への威圧感や圧迫感を軽減しましょう。</li> <li>・ 敷地周辺の環境とともに、敷地内の建築物や工作物にも配慮しましょう。</li> </ul>	<p>■周辺環境に合わせて 1階部分をセットバックした例</p> 
<p>形 態</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 威圧感や圧迫感を感じさせない、周辺環境と調和したまとまりのあるデザインにしましょう。</li> <li>・ 屋根は、周辺に恵まれた自然環境が残る地域や歴史街道では勾配屋根とするなど、周辺と調和する形態にしましょう。</li> </ul>	<p>■屋根に勾配を持たせた例</p> 

対 象	景 観 形 成 基 準																
<p>外 観 (屋上設備等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上に設備などを設ける場合は、道路などの公共空間から見えないうに設置する位置に配慮するとともに、建築物本体や周辺景観との調和を図りましょう。</li> <li>・周辺のスカイライン※に配慮した形態にしましょう。</li> <li>・威圧感や圧迫感を感じさせないよう、屋上緑化や壁面緑化などに積極的に取り組みましょう。</li> <li>・外壁に付帯する室外機、屋外階段、配管設備などは、目隠しなどにより、過度な露出を避けましょう。</li> <li>・露出を抑えることが難しい場合やデザインとしてあえて露出する場合は、壁面と同一の色調化、建物と一体的なデザイン、修景などに配慮しましょう。</li> <li>・バルコニーなどは、建物と一体的にデザインしましょう。</li> </ul> <div data-bbox="1077 510 1455 840" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■外壁と同じタイル貼りで屋外階段を一体的にデザインした例</p>  </div>																
<p>色 彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和や色彩の性質などに配慮し、けばけばしい色とせず、落ち着いた色調とするとともに、単調なデザインにならないよう配慮しましょう。</li> <li>・市街化調整区域においては外壁の表面積の9/10以上、市街化区域においては外壁の表面積の4/5以上は、次の色彩の基準に配慮しましょう。</li> </ul> <div data-bbox="550 1079 1436 1355" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">■市街化区域の場合 (外壁の表面積 4/5)</td> <td style="width: 50%;">■市街化調整区域の場合 (外壁の表面積 9/10)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> <table border="1" data-bbox="550 1384 1436 1657" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>有彩色 (マンセル値による)</th> <th>明 度 (下限値)</th> <th>彩 度 (上限値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の色相※<sup>1</sup></td> <td>3以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他 (緑・青・紫系)の色相※<sup>1</sup></td> <td>3以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>3以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒ ただし、建築物の敷地が市街化区域及び市街化調整区域の内外にわたる場合は、敷地の過半の属する区域の規定を適用し、屋根は彩度のみ適用します。</p> <p>⇒ ただし、木材、石材等の自然素材を使用する場合はこの限りではありません。</p> <p>⇒ タイル、レンガ、石板などは、自然素材に近い色合いや質感を演出できる素材ですが、製品により幅があり、上記の色彩基準に配慮する必要があります。</p> <p>※1：色相：色の三属性の1つ。赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)などの色名によって特徴付けられる。当基準では、基本の5色にそれぞれの中間色(橙・黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)・赤紫(RP))を加え、10色相を基本とする。</p>	■市街化区域の場合 (外壁の表面積 4/5)	■市街化調整区域の場合 (外壁の表面積 9/10)			有彩色 (マンセル値による)	明 度 (下限値)	彩 度 (上限値)	R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の色相※ <sup>1</sup>	3以上	4以下	その他 (緑・青・紫系)の色相※ <sup>1</sup>	3以上	2以下	無彩色	3以上	—
■市街化区域の場合 (外壁の表面積 4/5)	■市街化調整区域の場合 (外壁の表面積 9/10)																
																	
有彩色 (マンセル値による)	明 度 (下限値)	彩 度 (上限値)															
R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の色相※ <sup>1</sup>	3以上	4以下															
その他 (緑・青・紫系)の色相※ <sup>1</sup>	3以上	2以下															
無彩色	3以上	—															

※スカイライン：地平線。山や建物などが空を区切って作る輪郭。

対 象	景 観 形 成 基 準
<p style="text-align: center;">太 陽 光 発 電 設 備 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電設備などを設ける場合は、できる限り道路などの公共空間から見えないように設置する位置に配慮するとともに、建築物本体や周辺景観との調和を図りましょう。</li> <li>・ 屋根材又は外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材又は外壁材の意匠や周辺環境と調和したまとまりのあるデザインにしましょう。</li> <li>・ 太陽光発電設備等のパネルは、黒又は濃紺若しくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとしましょう。(パネルの色は彩度2以下としましょう。) <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ パネルが設置される屋根や壁面と調和すると認められる場合は、この限りではありません。</li> </ul> </li> <li>・ 太陽光発電設備等の付属設備は、周辺景観と調和した色彩としましょう。</li> <li>・ 外壁に設置する場合は、他の外壁についても、パネルおよび周辺景観と調和した色彩となるよう配慮しましょう。</li> </ul> <div data-bbox="1059 506 1453 831" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">■公共空間から、太陽光発電設備等が見えないように配慮されている例</p> </div>
<p style="text-align: center;">屋 外 付 属 施 設 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場や駐輪場、ごみ置き場などの屋外付属施設は、周辺景観との調和に配慮しつつ、意匠や外壁、植栽などの修景措置を行い、通りなど外部からの目隠しに配慮しましょう。</li> </ul> <div data-bbox="1059 1016 1453 1317" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">■植栽により駐輪場を目隠しした例</p> </div>
<p style="text-align: center;">素 材</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然素材など、耐久性があり、年月の積み重ねの中で味わいや風格が増す素材を使用し、冷たさを感じさせる素材や反射光のある素材を大部分にわたって使用することを避けましょう。</li> <li>・ 周辺に恵まれた自然環境が残る地域などにおいては、なるべく周辺の伝統的な様式の建物と同様に木材、土、ヨシ、石などの自然素材を用いるよう配慮しましょう。</li> </ul> <div data-bbox="1059 1352 1453 1644" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">■低層部に石材を用いた例</p> </div>

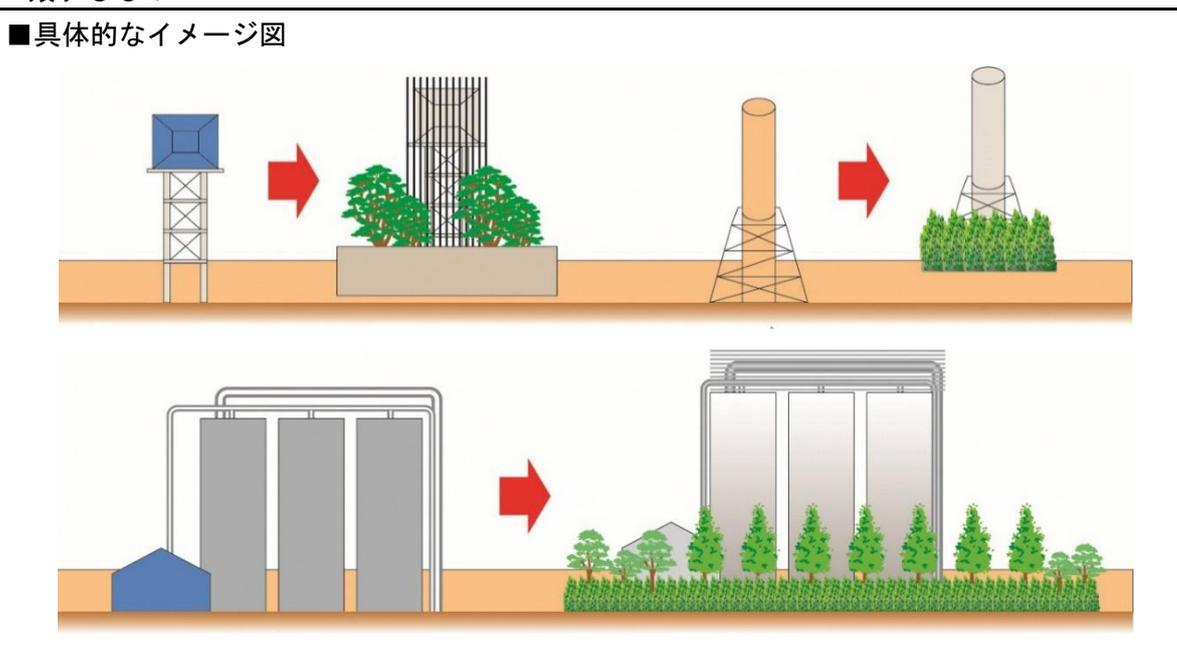
対 象	景 観 形 成 基 準	
敷 地 の 緑 化 措 置 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の規模に応じた樹種や樹木を適切に判断しつつ、道路などの公共の場からの見え方、高さや位置に配慮して積極的な緑化を行い、威圧感や圧迫感を軽減しましょう。</li> <li>・ 道路境界は特に緑化を図り、正面（エントランス）を個性ある緑で演出しましょう。</li> <li>・ 樹種は、地域の自然植生や生き物、四季の移り変わりなどに配慮し、地域の個性が感じられる緑化に配慮しましょう。</li> <li>・ 原則として、敷地の20%以上を緑化しましょう。ただし、市街化区域内で建ぺい率80%の地域など、敷地20%以上の緑化が困難な場合は、道路側に高木などによる一団の緑化スペースや居住者の花壇・ガーデニングスペースを確保するなどの緑化措置に配慮しましょう。</li> </ul>	<p data-bbox="1093 280 1420 309">■敷地周囲を積極的に緑化した例</p> 
樹 木 等 の 保 全 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内に生育する樹林については、できる限り保全し修景に活かすこととし、やむを得ず伐採する場合は、必要最小限にとどめましょう。</li> <li>・ 樹姿や樹勢が優れた既存の樹木は、できる限り修景に活かすこととし、やむを得ない場合は、移植の適否を判断し、周辺に移植するよう努めましょう。</li> </ul>	
照 明 設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暖かみや落ち着きのある光源の使用や周辺景観に合った夜間景観の演出効果が高い照明方法に配慮しましょう。</li> <li>・ 不快感を与える過度な点滅照明及びサーチライトや投光器等による光漏れなど過剰な演出照明をできる限り避けるよう配慮しましょう。</li> </ul>	

## ②大規模建築物等のうち次に掲げる工作物の新築、改築、増築又は移転

(原則として建築物の新築、改築、又は移転の基準に準じる。)

ア) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの及び高架水槽その他給水に関する施設

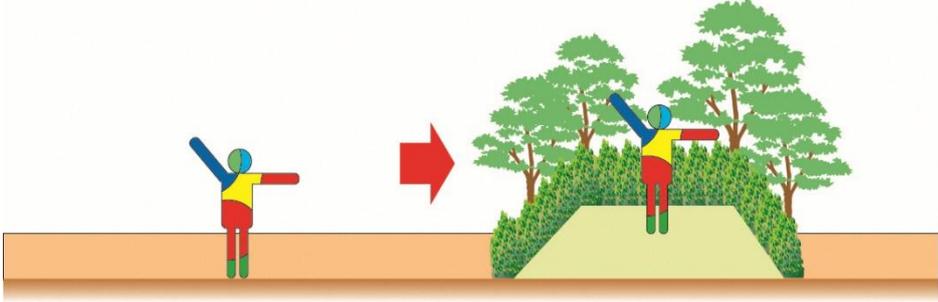
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設及び石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類するもの



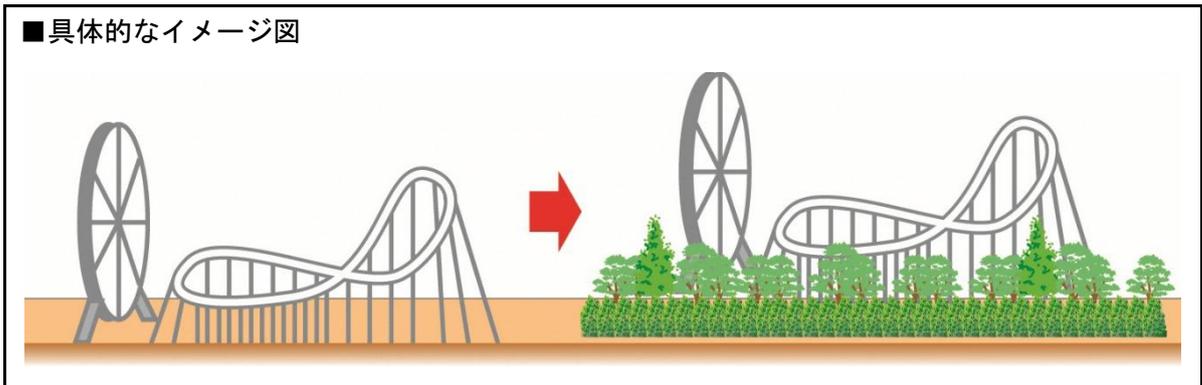
対 象	景 観 形 成 基 準
敷地内における位 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界線からできる限り後退させ、周辺に与える威圧感を軽減し、ゆとりを与え、特に道路境界線については、原則として2m以上後退し、道路への威圧感や圧迫感を軽減しましょう。ただし、これによるのが難しい場合は、高さや位置に配慮した積極的な緑化や修景措置を行いましょう。</li> </ul>
形 態 ・ 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限りすっきりとした形態及び意匠とし、壁面や構造などの意匠が周辺景観と調和するよう配慮しましょう。</li> <li>金属製や光沢のあるものは、道路などの公共空間から目立たない位置に設けるよう配慮しましょう。ただし、これによるのが難しい場合は、高さや位置に配慮した積極的な緑化や修景措置を行いましょう。</li> </ul>
外壁に付帯する施 設	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部に設ける配管類は、外壁面に露出させないよう配慮しましょう。</li> <li>露出を抑えることが難しい場合やデザインとしてあえて露出する場合は、壁面と同一の色調化、建物と一体的なデザイン、その他の修景や積極的な緑化などに配慮しましょう。</li> </ul>
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の色彩に関する基準に配慮しましょう。</li> <li>周辺の景観を引き立たせ、地域の良いシンボルとなると判断される場合を除き、できる限り落ち着いた色彩とし、周辺景観との調和を図るとともに、色の組合せ(配色)に配慮し、多色使いを避けましょう。</li> </ul>

対 象	景 観 形 成 基 準
敷 地 の 緑 化 措 置 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和を図るとともに、工作物の規模や形状に応じた樹種や樹木、植栽位置を適切に判断し、積極的な緑化に努めましょう。</li> <li>・常緑の中高木をとり入れた緑化により、1年を通して修景の効果が上がるよう、配慮しましょう。</li> <li>・敷地内に生育する樹林や樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できる限り保全するとともに、優れた樹木は積極的に修景に活かしましょう。</li> <li>・建築行為に支障がある樹木は、移植の適否を判断し、できる限り周辺に移植するとともに、十分な管理と樹勢の回復に努めましょう。</li> <li>・敷地面積が1ha以上のもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）は、原則として、それらの敷地面積の20%以上を緑化しましょう。</li> <li>・植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種に配慮しましょう。</li> </ul>

イ) 彫像その他これらに類するもの（ただし、芸術作品展など一時的に設置するものを除く。）

■具体的なイメージ図	
	
対 象	景 観 形 成 基 準
敷地内における 位 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、道路から2メートル以上後退させ、周辺に与える威圧感を軽減し、ゆとりを与えましょう（芸術性及び公共性があり、周辺の景観との調和が図れるものを除く）。</li> </ul>
形 態 ・ 意 匠 ・ 色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、周辺景観になじむ形態及び意匠としましょう。</li> <li>・色彩は、周辺の景観を引き立て、地域の良いシンボルとなると判断される場合を除き、けばけばしい色彩を避けましょう。ただし、これによるのが難しい場合は、道路から容易に見えないよう遮へい措置を講じましょう。</li> </ul>
敷 地 の 緑 化 措 置 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和を図るため、修景緑化を積極的に施しましょう。</li> <li>・道路から後退してできる空地は、特に緑化に努めましょう。</li> <li>・敷地内に生育する樹林や樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できる限り保全するとともに、優れた樹木は積極的に修景に活かしましょう。</li> <li>・建築行為に支障がある樹木は、移植の適否を判断し、できる限り周辺に移植するとともに、十分な管理と樹勢の回復に努めましょう。</li> <li>・植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種に配慮しましょう。</li> </ul>

ウ) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊技施設



対 象	景 観 形 成 基 準
敷地内における位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界線からできる限り後退させましょう。</li> <li>原則として、道路から2メートル以上後退させ、周辺に与える威圧感や圧迫感、異様さを軽減し、ゆとりを与えましょう。ただし、これによること難しい場合は、高さや位置に配慮した積極的な緑化や修景措置を行いましょう。</li> </ul>
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>これらの施設は、既存の周辺景観と調和した景観を形成しにくく、形態・意匠・色彩の面から特殊な景観となることから、できる限り遮へいに努めるとともに、緑化などにより周辺景観に与える影響を和らげるよう配慮しましょう。</li> <li>あえて特徴的なデザインを施す場合においても、周辺景観とのバランスに配慮しましょう。</li> <li>周辺の景観を引き立たせ、地域の良好なシンボルとなると判断される場合を除き、できる限り落ち着いた色彩とし、周辺景観との調和を図るとともに、色の組合せ(配色)に配慮し、多色使いを避けましょう。</li> </ul>
敷地の緑化措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観との調和を図るため、積極的に修景緑化を施しましょう。</li> <li>敷地内に生育する樹林や樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できる限り保全するとともに、優れた樹木は積極的に修景に活かしましょう。</li> <li>建築行為に支障がある樹木は、移植の適否を判断し、できる限り周辺に移植するとともに、十分な管理と樹勢の回復に努めましょう。</li> <li>敷地面積が1ha以上のもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)は、原則として、それらの敷地面積の20%以上を緑化しましょう。</li> <li>敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木で、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行いましょう。</li> <li>道路から後退してできる空地は、特に緑化に努めましょう。</li> <li>植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種に配慮しましょう。</li> </ul>

エ) 汚水又は廃水を処理する施設

対 象	景 観 形 成 基 準
敷地内における位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、ア) 煙突又はごみ焼却施設などに関する「栗東市景観計画区域」の景観形成基準に配慮しましょう。</li> </ul>
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観に威圧感、圧迫感を与えないすっきりとした形態、高さ、意匠とし、周辺景観と調和するように配慮しましょう。</li> <li>・平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮するなどデザインを工夫しましょう。</li> </ul>
敷地の緑化措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地外周部は、特に緑化を図り、道路などの公共空間から見えないように配慮しましょう。</li> <li>・道路から後退してできる空地は、特に緑化に努めましょう。</li> <li>・常緑の中高木をとり入れた緑化により、1年を通して修景の効果が上がるよう、配慮しましょう。</li> <li>・敷地内に生育する樹林や樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できる限り保全するとともに、優れた樹木は積極的に修景に活かしましょう。</li> <li>・建築行為に支障がある樹木は、移植の適否を判断し、できる限り周辺に移植するとともに、十分な管理と樹勢の回復に努めましょう。</li> <li>・植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種に配慮しましょう。</li> </ul>

オ) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）

■具体的なイメージ図	
対 象	景 観 形 成 基 準
敷地内における位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄塔は、山頂や尾根線、丘陵地稜線、高台等の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできる限り低い位置としましょう。</li> </ul>
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送電線鉄塔が林立することにより雑然とした景観とならないよう、形態の簡素化などに配慮しましょう。</li> <li>・色彩は、できる限り落ち着いた色彩とし、周辺景観との調和を図りましょう。</li> </ul>
敷地の緑化措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄塔の基部は、できる限り修景緑化を図りましょう。</li> <li>・植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種に配慮しましょう。</li> </ul>

カ) 太陽光発電設備その他これらに類するもの

■具体的なイメージ図	
対 象	景 観 形 成 基 準
敷地内における位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路などの公共空間から目立たない位置に設けるよう配慮しましょう。ただし、これによることが難しい場合は、高さや位置に配慮した積極的な緑化や修景措置を行いましょう。</li> <li>太陽光発電設備等を設置する場合は、敷地境界線からできる限り後退させましょう。特に道路境界線については、道路への威圧感や圧迫感を軽減させるため、高さや位置に配慮した積極的な緑化や修景措置を行いましょう。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限りすっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和するよう配慮しましょう。</li> </ul>
外壁に付帯する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部に設ける配管類は、外壁面に露出させないよう配慮しましょう。</li> <li>露出を抑えることが難しい場合やデザインとしてあえて露出する場合は、壁面と同一の色調化、建物と一体的なデザイン、その他の修景や積極的な緑化などに配慮しましょう。</li> </ul>
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電設備等のパネルは、黒又は濃紺若しくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものにしましょう。(パネルの色に対してはマンセル表色系の基準は適用しない。)</li> <li>付属設備は、周辺景観と調和した色彩としましょう。</li> <li>建築物の色彩に関する基準に配慮しましょう。</li> </ul>
敷地の緑化措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>平面型の太陽光発電設備等を設置する場合は、生垣等の植栽による目隠し措置を講じましょう。</li> <li>常緑の中高木をとり入れた緑化により、1年を通して修景の効果が上がるよう、配慮しましょう。</li> <li>敷地内に生育する樹林や樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できる限り保全するとともに、優れた樹木は積極的に修景に活かしましょう。</li> <li>建築行為に支障がある樹木は、移植の適否を判断し、できる限り周辺に移植するとともに、十分な管理と樹勢の回復に努めましょう。</li> <li>敷地面積が1ha以上のもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)は、原則として、それらの敷地面積の20%以上を緑化しましょう。</li> <li>植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種に配慮しましょう。</li> </ul>

キ) 垣、さく、へい（建築物に附属するものを含む。）、擁壁、その他これらに類するもの

景 観 形 成 基 準

- ・周辺景観及び敷地内の状況に調和した形態及び意匠とし、植栽と組み合わせるなど、自らの創意工夫による景観への配慮が感じられるように設けましょう。
- ・けばけばしい色彩とせず、できる限り落ち着いた色彩とし、周辺景観及び敷地内の状況との調和を図りましょう。

③大規模建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

景 観 形 成 基 準

- ・大規模建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替については、①又は②のそれぞれ該当する大規模建築物等に係る形態、意匠、色彩及び素材に関する基準、大規模建築物等の色彩の変更については①又は②のそれぞれ該当する大規模建築物等に係る色彩に関する基準に配慮しましょう。